



認証取得飲食店の 感染防止対策を 支援します!

申請のポイント

補助の対象は、令和3年12月29日(水)から令和4年12月28日(水)までに購入・納品された、消毒液、アクリル板など感染防止対策に係る物品購入費等です。

※令和3年度までに鹿児島県が実施していた、感染防止対策支援の補助金を受給していても新たに申請できます。

ただし、

①申請期限は、12月28日(水)ですが、期限前に予算上限に達した場合、補助金を交付できない場合があります。

②期限が近づくと申請が集中するため、補助金の交付までに長い時間がかかります。
※通常→申請書到着から2週間程度
12月以降→2か月程度

全ての店舗の申請準備が整い次第、お早めの申請をお願いします。

1 補助対象者

鹿児島県の第三者認証を取得した飲食店を経営する事業者

第三者認証取得申請中の方も申請は可能ですが、補助金の交付は認証取得後となります。

第三者認証取得は
こちらから→

認証制度HP▶



2 補助内容

- 補助対象経費 感染防止対策物品の購入費等
- 補助率 10/10以内
- 補助額 1店舗あたり上限10万円

補助対象経費の詳細は裏面に記載しています

3 申請期間

令和4年5月9日(月)から令和4年12月28日(水)まで(当日消印有効)

4 申請書の入手方法

申請書は鹿児島県のホームページからダウンロードできます。
右のQRコードでアクセスまたは「鹿児島県 第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業」で検索

申請書等の
入手は
こちらから



県庁HP



以下の機関等でも配布しております。

県庁商工政策課、各地域振興局・支庁総務企画課、各離島事務所総務課(係)、県下商工会議所、商工会

申請・問い合わせ先

鹿児島県第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業事務局

コールセンター：099-248-9084 (9:00~17:00/土日祝除く)

住所：〒892-0842 鹿児島市東千石町1-1 第8川北ビル4F



県庁HP

鹿児島県 第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業 **検索**

- 注** ※送付先は県飲食店第三者認証制度の事務局とは異なりますのでお気をつけください。
※申請方法は郵送(簡易書留又はレターパック)のみです。
意 ※申請は、認証を受けた全ての店舗について、まとめて1回で行ってください。

申請書等の
入手は
こちらから

補助対象経費

鹿児島県飲食店第三者認証制度の認証基準に対応した、次表に掲げる経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)のうち、

令和3年12月29日(水)から令和4年12月28日(水)までに購入し、代金を支払ったもの。

補助対象経費一覧(設置に伴う施工費、運搬費も対象になります。)

分野	対象品目
①消毒費用	手指消毒用の消毒液ディスペンサー、 物品・設備の清拭消毒の際に使用する消毒液用のスプレー(霧吹き)、 次亜塩素酸水生成器(共用物や共用場所の清拭消毒に用いる次亜塩素酸水を生成するもの)、 消毒液(高濃度エタノール製品(60%以上)等 [*])、 足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	マスク、ゴーグル、フェイスシールド
③飛沫対策費用	アクリル板、ビニールカーテン、透明ビニールシート、 防護スクリーン、パーティション、カラーコーン、コーンバー、 ベルトパーティション
④換気費用	換気扇、サーキュレーター、扇風機、 空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過式で風量5m ³ /min程度以上)、 二酸化炭素濃度センサー、換気用設備一式(網戸、換気窓、排気ダクト等)
⑤その他 衛生管理費用	体温計(非接触式)、サーモカメラ、コイントレー、自動券売機

※「厚労省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」に掲載されている消毒液(高濃度エタノール製品(60%以上)、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水)とする。
上記以外の消毒液については、関係書類の提出により、感染防止に関する有効性が認められる場合には補助対象として認めるものとする。

次の経費は補助対象となりません

中古品、自社内部の取引・個人間の取引・オークションによる購入、自作した物品の材料費、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が適当ではないと判断した経費